

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	相模原市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/seido/1004422.html

執行機関名 相模原市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)第2条第4号に規定する市営住宅の管理に関する事務(法別表第1の19の項及び61の2の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第2第3項の表7の項において同じ。)であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	19	
番号法別表第2の項	31	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の9の項 相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号)第2条第4号に規定する市営住宅の管理に関する事務(法別表第1の19の項及び61の2の項に掲げる事務に係るものを除く。別表第2第3項の表7の項において同じ。)であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(平成26年法律第193号)第1条	相模原市市営住宅条例(平成9年10月1日条例第19号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)に基づく公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)に基づく特定公共賃貸住宅及び準公営住宅並びに共同施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
独自利用事務の関連規範		相模原市市営住宅条例(平成9年10月1日条例第19号) 相模原市市営住宅条例施行規則(平成9年10月1日規則第50号)